福岡県農薬指導士認定事業実施要領の運用について

制定　昭和６２年１１月　６日６２農技　第　８１２号

改正　平成１２年　２月２２日１１農技植第　１３３号

改正　平成２０年　３月３１日１９農技　第７４４６号

改正　平成２１年１１月２５日２１農安　第１６２８号

改正　平成２２年　２月１８日２１農安　第２６１２号

改正　平成２５年　３月２２日２４食地産第３１５４号

改正　平成２５年　９月１０日２５食地産第１２８０号

改正　平成２６年１０月２１日２６食地産第１７０６号

改正　平成２７年　３月２７日２６食地産第３４０９号

　改正　平成２７年１１月　４日２７食地産第１７９２号

改正　平成２８年　９月２３日２８食地産第１４４４号

改正　平成３０年１２月　１日３０食地産第１８４５号

改正　令和　２年１２月２８日　２食地産第２８２６号

改正　令和　６年　３月２１日　５食地産第２２３５号

第１ 研修の実施について

 　１ 農薬指導士養成研修の受講資格について

 　 福岡県農薬指導士認定事業実施要領（以下「要領」という。）第２の２の（２）の①の農薬指導士養成研修（以下「養成研修」という。）の受講資格者は、養成研修受講年度の３月末時点において満２０歳以上で、次のいずれかに該当する者とする。

　　　　ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は除く。

 　 （１）農薬販売業者の責任者で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上あり、原則として毒劇物取扱責任者の資格を有している者。

　　　（２）農薬販売業者の従業員で現に農薬の販売業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者。

 　 （３）防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者

 　 （４）ゴルフ場のグリーンキーパー又はこれを補佐する者等で現に防除業務を管理指導し、又は防除業務に従事している者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者

 　 （５）農業者、農協の営農指導員、直売所の責任者等で農薬の適正使用に関して指導又は助言を行う者のうち、実務経験がおおむね２年以上の者

 　 （６）その他知事が特に必要と認める者

　　２　研修の受講申請について

 　 （１）養成研修を受講しようとする農薬取扱業者は、別記様式第１号の福岡県農薬指導士養成研修受講申請書（以下「養成研修申請書」という。）に所定事項を記入のうえ、別記様式第１号の２の履歴書及び実務経験証明書と誓約書を添えて知事に申請するものとする。

 　 （２）要領第２の２の（２）の②の農薬指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を受講しようとする農薬指導士は、別記様式第２号の福岡県農薬指導士更新研修受講申請書に所定事項を記入のうえ、知事に申請するものとする。

　　　（３）前項の規定による申請は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

（４）知事は、当該農薬取扱業者が勤務する事業所の所在地（以下「勤務地」という。）が県内にある場合に限ってこれを受理する。

　　３　研修のカリキュラムについて

 　 研修のカリキュラムは、要領第２の２の（１）の農薬指導士認定委員会（以下「委員会」という。）が養成研修については別紙１を、更新研修については別紙２を基準として定める。

第２ 農薬指導士認定試験の実施及び合格判定基準について

 　１　要領第２の２の（３）の農薬指導士認定試験（以下「認定試験」という。）の項目、判定基準、出題要領及び配点は、委員会が別紙３を基準として定める。

 　 ２　試験時間は、９０分程度とする。

 　 ３　認定試験の合格基準は、委員会で別途決定する。

 　 ４　認定試験の免除について

（１）次のいずれかに該当する者については、農薬指導士に準ずる者として取扱

い、認定試験は免除する。

　　　　　①　他の都道府県知事が認定した｢農薬指導士等｣

　　　　　②　全国農業協同組合連合会会長が認めた｢防除指導員｣

　　　　　③　全国農薬協同組合理事長が認めた｢農薬安全コンサルタント｣

　　　　　④　公益社団法人緑の安全推進協会会長が認めた｢緑の安全管理士｣

　　 （２）（１）のいずれかに該当する者は、養成研修の受講申請時に、別記様式第９号の福岡県農薬指導士認定試験免除願（以下「免除願」という。）に所定事項を記入のうえ、養成研修申請書に添付して提出するものとする。

第３ 認定証の交付、再交付及び返納について

 　 １ 知事は、要領第２の２の（４）により農薬指導士として新たに認定した者に対して別記様式第３号の福岡県農薬指導士認定証（以下「認定証」という。）を交付する。

 　２ 知事は、要領第２の２の（４）により農薬指導士の認定期間を更新した者に対して新たな認定証を交付する。

　　３ 知事は、要領第２の２の（４）により認定した農薬指導士から、別記様式第４

号の福岡県農薬指導士認定カード交付願が提出された場合は、別記様式第５号の

福岡県農薬指導士認定カード（以下「認定カード」という。）を交付する。

４　認定証又は認定カードを紛失もしくは汚損した農薬指導士は、別記様式第６号

の福岡県農薬指導士認定証等再交付願により知事にその旨を届け出て、認定証又

は認定カードの再交付を受けることができる。

　　５　第３項および第４項の規定による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

　　６　農薬指導士である者が、第１の１に規定する受講資格を有しなくなったときは、認定証及び認定カードを速やかに知事に返納しなければならない。

第４　農薬指導士を設置している旨の店頭標示について

 　 農薬指導士を設置している事業者は、認定証あるいは別紙４に定める標示のいずれかを店頭に掲げることができる。

第５ 農薬指導士の氏名等の変更について

　１　農薬指導士は、認定証に記載している氏名、又は認定時の項目に変更が生じたときは、速やかに別記様式第７号の福岡県農薬指導士変更届を知事に届け出なければならない。

　２　前項の規定による届出は、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

第６　他の都道府県から転入した農薬指導士等について

１　他の都道府県において農薬指導士等の認定を受けた者が、その認定期間内に福岡県に勤務地を変更し、福岡県農薬指導士の認定を希望するときは、別記様式第８号の福岡県農薬指導士認定申請書(他都道府県認定者用）を提出しなければならない。

２　知事は、１による申請を行った者については、認定日から次回の養成研修までの期間（１年以内）に限り、福岡県農薬指導士として認定する。

３　２で認定された農薬指導士は、認定期間内に養成研修を受講しなければならない。

４　２で認定された農薬指導士は、養成研修を受講する際には、養成研修申請書に、認定証および免除願を添付して申請しなければならない。

５　２で認定された農薬指導士は、養成研修においては、第２の４の（１）の①の該当者に準じて改めて認定する。

第７　その他

　　　防除業者のうち、植物防疫くん蒸を行う防除業者については、本事業の対象としない。